

地域包括ケア病棟のご案内

—地域のニーズに応えていくため—

平成28年11月より、川崎市立井田病院地域包括ケア病床（4西病棟）を開設いたしました。

地域包括ケア病棟とは

急性期治療が終了した患者さんが住み慣れた自宅や介護施設等で生活をするため、在宅への退院支援や調整を行う病棟です。

在宅復帰支援計画に基づき、主治医・看護師・医療相談員・リハビリスタッフなどが協力して、患者さんの在宅復帰に向けた治療や支援を行います。

地域包括ケア病棟対象となるのは

- ★急性期治療終了後の在宅復帰に向けたリハビリテーションが必要な方
- ★医療・介護・生活支援・予防・住まいなどの調整を行い、安定した在宅での生活に向けた支援が必要な方
- ★在宅療養中における介護者の休養のための一時入院
- ★小児を除く

地域包括ケア病棟に対する留意点

- ★入院期間は、患者さんの状態に応じて調整しますが、長期に入院が必要な場合は対象になりません。最大60日が限度です。
- ★入院費は、地域包括ケア病棟入院料として定められた金額になります。
- ★入院の申し込みは、入院している医療機関、かかりつけ医からのみとなりますのでご了承ください。
- ★患者さんの病状により、対象となる病棟に移っていただくことがあります。あらかじめご了承ください。



川崎市立井田病院 地域医療部
電話044-766-2188（代表）